

正五位下中務少輔葛井連廣成 一首

五言奉^ル和^シ藤太政佳野之作 〔仍用^二前韻四字^一〕

物外^二蠶塵遠^ク
山中幽隱親
笛浦棲^二丹鳳^ヲ
琴淵躍^二錦鱗^一
月後楓聲落
風前松響陳
開^レ仁^ヲ對^シ山路^ニ
獵^レ智賞^ス河津^ヲ

笛浦と琴淵は吉野に在る。浦と淵との名なるか、或は假に設けたる名なるか明白ならず。要するに全首四十字、吾が意思を敍べたるのみ、深く解するに及ばず。

案ずるに、「遊吉野詩」、史が十一眞の作あり、而して人足が十一眞、大伴王が一東、男人が十一眞、大津連首が十一眞、宇合が十二侵、萬里が十一眞、廣成が十一眞、諸足が一東、而して廣成が十一眞。此の中、大伴王と宇合と諸足の三人を除き、餘の六人は皆和韻なり。史の押韻、新、寘、逡、仁、なり。廣成が、仍用^二前韻四字^一とあるが、親、鱗、陳、津、では、用前韻四字とは言ふべからず。前韻と同字を用ふる、之を次韻と曰ふ。所謂中唐以後、元輕白俗の徒の唱道したる所なり。前韻字を用ひずして用前韻と曰ふは、詩法を心得ずして記す所。深く咎むるに足らずと雖も、彼の元輕白俗の風潮は、此の時代より襲來せしもの、東西期せずして一致す。詩は志なりの本義を知らず、遊宴歡樂の具と心得たるの誤謬より、皆此に至るなり。余曾て詩あり、吾師李杜千秋在。一代曾無^二次韻詩^一。上世は意を和し、中世は韻を和し、末世に韻を次す。詩は次韻に至て道亡ぶ。後代足利の時、義堂法師あり、『空華集』を著はし、三十律の疊韻を作る。津坂東陽罵倒

して完膚無からしむ。罵倒せらるゝ者、惡しければなり。愚者なればなり。作詩に志あるものは、宜しく眞學者の説を奉すべきなり。自から愚を守る勿れ。

五言月夜坐_二河濱_一一絶

雲飛低_二玉柯_一
月上_テ動_二金波_一
落照曹王苑
流光織女河

玉柯は桂樹の枝。即ち桂影を指す。王憚が番禺杖【杖の名】の詩、八手嗟_三神物_一。傳看駭_ツ玉柯_二。金波、月影が上れば金色の波の動くを見る。落照、東方は月上、西方は落照。曹王は陳思王曹植を指すならん。曹王は妥當ならずと思はるゝが、子建自ら曹子と稱するよりこれを見れば、曹王も亦可なり。子建が、明月照_二高樓_一。流光正徘徊。上有_二愁思婦_一。悲歎有_二餘哀_一。又西北有_二織婦_一。綺縞何繽紛。此の月夜に會つて魏の曹子建が名篇を想ひ、以て此の一絶を爲るものとなり。此の二十字、前首の四十字に勝ること萬萬。多く言ふ者、味無く、少なきも味あり。長短は字の数のみ、金玉の如きは、其の貴きこと少きに在り。

以上一百二十篇、作者六十四人。其の作法を見るに、起の二句必ず對_三を取_一る。一首として對句ならざるは無し。五律に類する古詩多く、七古尤少なく、七絶、五絶亦少なし。其の韻法を見るに、十一眞が三十三首の多きを占め、而して十一尤、一東、一先、八庚と順序を爲す、意_{おも}ふに、彼に在て梁の沈約が『四聲』一卷、隋の陸法言が『四聲切韻』、唐の孫愐が『唐韻』五卷等の、韻書有りしことは事實ならんも、彼に在て早く亡び、後世に傳はらず。今韻書の最古として傳はるもの、宋の『廣韻』四卷のみ。然らば則ち沈、陸、孫の三韻書は、我が邦に傳來せられざるものと思ふ。而かも『懷風藻』の一集、宋韻以來用ふるものと甚だしく相違な

きものは、『文選』を讀で、彼の韻法を研究せしものならんか。或は『初唐四傑集』の如きもの傳來してあつて、其中、五律の詩法を、古詩とも、今體とも頭腦に何の區別も無く、其の外形に因て作りしものなるか。四十字詩の多き所を見ると、初唐の影響とも思へるなり。中に於て道融法師の如く、明白に『文選』の張子平を學びしものもあるなり。而して詩としての第一義たる、平仄の區別を何に據て知りしや。今に於て知るを得ず。辛うじて一首を作製せし越智直廣江の詩に依ても知る、平仄に關する書籍の無きことを。乃ち知る、「仍用前韻四字」、是れ後人の加ふる所。『長慶集』渡來以後の事たる明らかなり。『文選』『初唐四傑集』の中に、仍用前韻なぞの文字の有る筈無し。是れあるは『白氏長慶』と『元氏長慶』に始まる。

余が所見の『懷風藻』の跋尾に、左の文あり。

【本文】長久二年冬十一月二十八日燈下書_レ之古人三餘今已得_レ三者也文章生惟宗孝言。

長久二年辛巳は、後朱雀天皇の治世にして、『懷風藻』の成る天平勝寶二年より、二百九十年後なり。此の二百九十年の間には、『長慶集』は勿論、李白も杜子美も王維も王昌齡も、其の集大抵傳へ來りしなり。特に詩人は『白氏長慶集』を奉じて、佛徒の釋尊を奉ずる如く歸命頂禮したるものなり。其の白氏には、次韻の詩多く、後世次韻を好む者の惡門を開きしもの、是れを白樂天と爲す。余は斷じて曰ふ、和韻は尙ほ恕すべし。次韻恕すべからず。生氣無ければなり。又現行本の『懷風藻』卷尾に左の文あり。

此書蓮華王院寶藏之本也。久埋_ニ塵埃。人不_レ知_レ之。康永元年之比。撰_ニ出_ス之。
一。上古之風味。尤有_レ興。仍今書_ニ寫_ス之。

何人が記せし文なるや記載なし。康永元年は北朝光明天皇の治世にて、長久二年を去る又三百年後なり。而かも長久も康永も寫本にて板本にあらざるなり。現行本の卷尾に、又左の語あり。

天和四甲子正月	碧鴉堂上梓
寶永二乙酉正月	演古堂補彫
寛政五癸丑八月	筥樓再校

天和四年は靈元天皇の治世、徳川五代綱吉の時なり。康永元年を去ること、又三百三年後。是の時始めて上梓するものゝ如し。而して寶永二年は、東山天皇の治世。將軍は同じく綱吉なり。天和四年を去ること、二十一年後なり。寛政五年は光格天皇の治世、徳川十一代家齊の時、寶永二年を去る、八十九年後なり。余が今讀む所の書、即ち此の寛政五年竹筥樓再校のものとす。其の寛政五年は、今の昭和二年を去ること、百二十六年前とす。然らば、此の『懷風藻』の編輯成りてより、昭和二年の今日に至る、千百七十八年前とす。此の千百七十八年間、彼に在ては、唐、宋、元、明、清、民國と、革命屢ばにして、眞の皇統は絶えて有る無し。獨我が日本のみ、皇統連綿、百二十二代の久に度る。豈貴しとせざるべけんや。狂人あり曰く、萬世一系に何の貴き所以があると。此の輩の頭、理に冷にして、文に熱が無きなり。試に看よ。天の日月は、萬年も億年も同じものなるを以つて貴きなり。其の變化のあるは、貴きものにあらず。不祥に屬すること多し。同じき物を長く保たしむるを、之を徳と曰ひ、貴しと曰ふ。其の保たんと欲するも、保つ能はざるに至りて亡ぶ。之を衰と曰ひ、之を不祥と曰ふ。人の一身に於ても然り。イツマデも若く、イツマデも色衰へず、イツマデも死なぬ、十七歳の顔色をイツマデも保たんと希望するも、それは能はざるを以て、幼少老死と成り行きに一任するのみ。仕方が無ければなり。然るに死は結構なるものなり、衰も亦結構、亡びるも亦結構なりと曰ふ者は、佛教にて説く、小乘羅漢の類か、生きんと欲して而かも活きる能はざる力の無き人か、此の二類のみなり。是に於てか言ふ、萬世一系、其の長きを保つ。所謂天壤無窮、此の貴きこと比類無きものなり。

清潭曰く拙著成て後、昭和二年十一月號の「國語と國文學」を讀む、川原壽一氏が「懷風藻の編纂者について」と題する研究論文あるを見る、一閱大に蒙を

啓く所あり。拙著新釋を閲讀し玉ふの君子は又川原氏の論文をも閲讀せられんことを切望して已まざるなり。

題^ス懷風藻後^ニ

日月麗^{ツキ}天。品物賤^{シク}形。雪花風水。則宇內不變之大文章也。其間得^テ性正^ニ而有^ル鼓吹^シ造化^ヲ。奴^中隸文字^上者。眞活手筆也。

本朝不^レ匱^{トホシカラ}其人。詩編文集亦不^レ少^{カラ}。然^{レトモ}世波流轉^{シテ}而存^{スル}者^ニ三^{ナリ}于伯^ニ矣。一日儒臣直之雅士。得^テ懷風藻^ヲ而校^シ讐異本^ニ。擷^シ糾訛謬^ヲ。蠅頭點分^レ。蠶絲義折^ル。猶仍^テ其舊^ニ。不^レ強輒改^メ。以俟^テ善本之出^ル。是乃父之遺意^{ニシテ}。而郭子之家法也。余好^シ其書^ノ之成^ヲ而擧^ケ梗概^ヲ。以懸^{ケト}左方^ニ云。

山重顯題

懷風藻跋

本朝之文集者。懷風藻盖其權輿乎。誠是片言隻字。足^レ比^ニ拱璧^ニ鎡金也。雖^レ紀淑望之博洽。稱^ニ大津皇子始作^ニ詞賦^一。而今懷風藻。載^ニ大友皇子詩於大津上^一。然則大友先^ニ大津^一必矣。淑望何不^レ稱^ニ大友始作^ニ詩乎^一。亦可^レ恠矣。此集以後。小野岑守、撰^ニ凌雲集^一。仲雄王。撰^ニ文華秀麗集^一。乃至經國集。本朝文粹。續文粹。相繼而出。若如^ニ家集^一。則菅家文藻。都氏文集。江吏部集。雖^ニ幸存^ニ乎今^一。或全^レ不^レ全^レ。惜哉其餘詞人才子。道德文章。不^ニ盡傳^ニ於世^一也。吾嘗示^ニ懷風藻^一。並經國集之脫簡于惺窩先生^ニ先生一見^ニ恰似^ニ東觀見^ニ未見書^一。欣欣然。愉愉焉。因稱本朝之上代。不^レ讓^ニ中華之人^一不^レ可^レ恥也。可^レ尙^ニ焉^一。今再寫^ニ此集^一悅而書^レ之某年月日。

右見羅山文集第五十五卷。余嘗聞之。懷風藻。淡海三船所撰也。三船池邊王子。葛野王之孫。大友皇子之曾孫也。故著此編。不獨爲文藻。於國史所記。似有遺恨者矣。紀淑望。不稱大友者。盖據國史爾。舊刻無此跋。因記所聞。俟附其後云。

寬政癸丑秋

攝津 阮秋成誌

附録 職官略記

大學頭

相當從五位上、國子祭酒、一人。大學寮は四道の儒士出身の處なり、最も重職と爲す。紀傳、明經、明法、算道、之を四道と謂ふ。大學寮には先聖先師九哲を安置す、春秋の二仲釋典す。東西二曹より、菅江二家、其の曹主たり。諸氏出身の儒、道を此の二家に問ふ。大學助は正六位下、大夫之に任ず。

博士

明經道の極官なり。中古以來、清中の兩家、位次に依て之に任ず。大博士と號す。

中務卿

八省の中、中務を以て最も重職と爲す。宮中の事、統領すべきの義なり。卿は今日の所謂大臣。

兵部卿

周禮夏官大司馬の職なり。總て軍旅、武官の事を掌る。親王及び公卿以上之に任ず。

治部卿

四位以上之に任ず。多くは公卿の兼官たり。神祇官の禮、及び陵廟等の事を掌る。

式部卿

國家の典章、及び文官の任免等を掌る。親王及び四位以上之に任ず。大輔、少

輔あり。

刑部少輔

刑法及び諸訴訟の事を掌るが刑部卿の任なり。少輔は其に屬す。從五位下。

判事

刑部省に屬す。大判事、中判事、少判事あり。大判事は正五位、中少は正六位下。判事は從七位、乃至七位。

大納言

其の職掌は、大臣參議と同じく、天下の政事を議するに在り。又大臣に代て議することもあり、亞相と稱する所以。大納言は正三位、乃從二位、中納言は從三位、少納言は從五位下。

陰陽頭

天文曆數を掌る。昔は一家にして兩道を兼ね。中世より賀茂保憲、曆道を傳へ、安倍晴明、天文道を傳ふと云ふ。

左大辨 右大辨

宮中の諸事を執行する所の官。從四位上、左右中辨、左右少辨は相當正五位上、相當正五位下。

大宰大貳

大宰帥あり、權帥あり。而して大貳あり、小貳あり。大貳は相當從四位上。

主税頭

正税の事を掌る、相當從五位上。

左太史

左太史。右太史は正六位上。左小史、右小史は從六位、大政官の文書を整理する役なり。

鑄錢長官

文武天皇二年。對馬國より出る白銀を獻ず。是の歲始めて鑄錢司を置く。中臣意美麻呂其の長官と爲る。諸足は第二の長官なり。

淨大參

位の名なり。淨廣壹位。淨大貳位。淨廣貳位。淨大參位。此れより以下。次淨大肆。次直大參。次淨廣肆。次直大肆。次直廣壹。直廣貳。直廣參。直廣肆等あり。

書懷風藻新釋後

聖德法王所教文善書善天下咸仰焉既而懷風藻出次之萬葉集出而萬葉集 皇語 皇歌採錄及微者懷風藻漢語漢詩採錄不及公卿大夫之外而至今珍重者何也緣其質之美耶抑亦由物之古耶節把二書讀之懷風之可採者七八篇萬葉之可採者百之二三耳豈言質之美抑由物之古也節年十四昔在相摸受懷風藻於先輩讀之驅烏逐兔安辨詩之好醜後十數年再讀之似有少得今茲受清潭老師新釋校合之命三讀之始有所大警發凡風藻之與萬葉相涉者吉野之詩及柘枝仙之事而已作家相涉者二十餘人而山上憶良不與憶良詩二首文數首竝在萬葉惜哉其品卑野風藻不錄可謂有識矣天平而降寶龜延曆疆場多事 皇都遷移風氣已消才藻蕩然百度委靡文海昏闇遂令兩集擅美於千秋而風藻之有注解以老師爲嚆矢今將刊行老師命節校字校了而爲跋

昭和丁卯初冬

古 溪 林 節 拜記